

えん罪 JR浦和電車区事件 上告棄却弾劾！

最高裁判所第三小法廷は2月6日、JR浦和電車区事件の上告を裁判官全員一致で棄却しました。私たちは、最高裁の反動決定を満腔の怒りをもって弾劾します。棄却理由は「被告本人の上告趣意は憲法第28条違反という点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない」というものです。これは、憲法第28条（団結権）否定であり、正当な労働組合活動を否定する憲法違反の超反動・不当な決定です。

2002年11月1日、美世志会7名の仲間はデッチ上げ「強要罪」で突然逮捕されました。担当の公安刑事から「労働組合が平和運動をやるのは生意気だ」「JR東労組が内側から壊れないから外から権力が介入するんだ」と追及されました。明らかに、JR総連・JR東労組破壊を画策した政治弾圧です。加藤誠二さんへの「蒲郡駅事件」も連動してデッチ上げられました。

この事件は、公安が被害届を書いたり、検察が証拠をねつ造したり、吉田某の供述は虚偽だらけであるなど、デタラメだらけです。起訴状、第一審判決、第二審判決の事実認定が転々と変わっているにもかかわらず、最高裁裁判官は何ら疑問すら持たなかったのです。

私たちは、美世志会やJR総連の仲間と固く連帯し、権力者・JR連合・嶋田一味・一部マスコミなどからの妨害を跳ね返し、団結力を強化してきました。えん罪JR浦和電車区事件を支援する会代表・故後藤昌次郎弁護士は「国家にしかできない犯罪、それが戦争と冤罪である」と訴えています。

私たちは、美世志会の仲間、JR総連の仲間と共に、あらゆる弾圧を跳ね返し、えん罪や戦争のない社会を目指して断固闘おう！

えん罪のない社会を目指し、
全ての仲間と連帯して闘おう！